

第 10 回

大 任 町 農 業 委 員 会 総 会

議 事 録

・ 召集年月日 平成27年5月12日

・ 召集場所 大任町役場研修室

・ 召集委員

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 宮本 実年 | 2 番 | 浦野 淳一 |
| 3 番 | 杉原昭八郎 | 4 番 | 岩口 巖 |
| 5 番 | 次谷 國勝 | 6 番 | 坂木 茂 |
| 7 番 | 崎山 静夫 | 8 番 | 永原 高文 |
| 9 番 | 佐々木次男 | 10番 | 山下サカエ |
| 11番 | 宇賀 里美 | 12番 | 黒木 千鶴 |
| 13番 | 中山 隆博 | | |

・ 欠席委員 5 番 次谷 國勝 8 番 永原 高文

・ 出席委員 欠席委員を除く委員

・ 出席職員名 農業委員会事務局長 田丸 広一
事務局長書記 西藤 宏輔

○ 総会次第は、次のとおりである。

1 開 会

2 会長挨拶

3 報告事項 ・ 耕作人変更届について

4 議 事 ・ 農地法第3条の規定による許可申請について
・ 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町
農用地利用集積計画の承認について

5 そ の 他

6 閉 会

議長（中山君） おはようございます。第10回大任町農業委員会総会を開会いたしましたところあいにくの天候にもかかわらず皆さんにはご参集いただきまして誠に有難うございます。議事に入る前に、本日の署名委員さんを指名します。7番の崎山委員さん8番永原委員さん欠席しておりますので、9番の佐々木委員さん よろしくをお願いします。
それでは報告事項、農地法第3条の許可取り下げについて、耕作人変更届について、事務局説明を願います。

担当（西藤君） 耕作人変更届について（1件）を朗読。

議長（中山君） 担当の説明を終わります。これは報告事項でございますので、次の議題に移らせていただきます。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明願います。

担当（西藤君） 議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について（1件）を朗読。

議長（中山君） 事務局の説明を終わります。課長の補足説明はありません

課長（田丸君） 5月7日午前中に現地につきましては佐々木委員さんと担当の西藤で確認しております。

議長（中山君） 補足説明を終わらせていただきます。佐々木委員さん何かありますか。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） これより審議いたします。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請についてどなたかご質疑がありましたらお願いします。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようでございますので質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第28号農地法第3条の規定による許可申請について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって議案第28号については、承認することに決めます。

議長（中山君） 議案第29号農地経営基盤強化促進法第18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明願います。

担当（西藤君） 議案第29号農業経営基盤強化促進法18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について（6件）を朗読。

議長（中山君） 事務局の説明を終わります。課長の補足説明はありません

課長（田丸君） ありません。

議長（中山君） 課長の補足説明ないと言うことで終わります。これより審議いたします。

議案第29号農業経営基盤強化促進法18条の規定による大任町農用地利用集積計画の承認について、どなたかご質疑がありましたらお願いします。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようですので、質疑を終わらせてこれより採決にはいらさせていただきます。

議案第29号の29番について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） 異議なしと認めます。よって、議案第29号の29番について承認することについて決めます。

次に、議案第29号第30番について、ご質疑はございませんか。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようでございますので質疑を終わります。これより採決いたします。

議案第29号第30番について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） よって議案第29号第30番については、承認することに決めます。

議長（中山君） 次に、議案第29号第31番について、ご質疑はございませんか。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようでございますので質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第29号第31番について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） よって議案第29号第31番については、承認することに決します。
次に、議案第29号第32番について、ご質疑はございませんか。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようでございますので質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第29号第32番について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） よって議案第29号第32番については、承認することに決します。
次に、議案第29号第33番について、ご質疑はございませんか。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようでございますので質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第29号第33番について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） よって議案第29号第33番については、承認することに決します。
次に、議案第29号第34番について、ご質疑はございませんか。

委員（全委員） 「ありません」の声あり

議長（中山君） ないようでございますので質疑を終わります。これより採決いたします。
議案第29号第34番について承認することにご異議ありませんか。

委員（全委員） 「異議なし」の声あり

議長（中山君） よって議案第29号第34番については、承認することに決します。

議長（中山君） それでは議事を終わらせていただきます。
次に、その他に入らせていただきます。委員さんの方から何かありましたら、お願い致します。
はい、宮本委員さんどうぞ。

委員（宮本君） 去年、わたしが聞かれたのですが、小作にだして作ってもらっているが田を管理してくれなく草が生え田かどうか分からなくなっているというのを聞いたので、委員会の方で視察等を考えているなら、そのような田も見つて調べたらどうでしょう

議長（中山君） 宮本委員が言われるとおり、農地パトロールでそのような計画も予定しております。
はい、岩口委員さんどうぞ

委員（岩口君） そのような人が申し出てきたら、委員会でチェックし通知を出せばよいではないでしょうか。

議長（中山君） これから利用権設定が増えてくると思われれます。利用権を設定をする際、事務局の方で周知等を今後も行っていきます。それと合わせて、農地パトロールを計画しております。日程等が決まり次第委員さんにご連絡します。
はい、宮本委員さんどうぞ

委員（宮本君） 単独で指導などを行ってよろしいでしょうか。

議長（中山君） はい、田丸局長どうぞ

課長（田丸君） 遊休農地および耕作放棄地などの指導は委員さんが行っているだけで結構です。

議長（中山君） はい、坂木委員どうぞ

- 委員（坂木君） 利用権設定中でも途中解約できるのでしょうか。
- 議長（中山君） はい、田丸局長どうぞ
- 課長（田丸君） 貸し手借り手の合意があって、農業委員会で計って承認を受けて利用権の設定が組まれます。また契約途中で合意解約もできます。
- 議長（中山君） はい、宇賀委員どうぞ
- 委員（宇賀君） 契約書の中で文面でそのようなことを謳うことはできないのでしょうか。
- 議長（中山君） はい、田丸局長どうぞ
- 課長（田丸君） 事務局に申請に来たときには、貸し手借り手の中できちんと話が出来ているので、文面で謳うことはありません。
- 議長（中山君） はい、佐々木委員どうぞ
- 委員（佐々木君） もし、契約書の中に文面で謳うのであれば、他市町村等を調べたりしてもう少し話を積み重ねて決めたらどうでしょうか。
- 議長（中山君） 権利というのは難しいので、佐々木委員が言うように他市町村の事例など調べて、農地法も一部変わるようになっております。今後のその改正も含めて考えていきましょう。
はい、宮本委員どうぞ
- 委員（宮本君） トラクター等で農道に土を落として行く人が多いので、どうかできないかという事を言われたので委員会で何か対策できないでしょうか。
- 議長（中山君） そのようなところをわたしも目にします。
事務局の方で検討し、文面が出来上がったら一度委員会で協議して広報紙を使ったりして時期に合わせて周知なりを行こうと思います。
そのような形で、行いますのでよろしく申し上げます。
他ございませんか。
事務局お願いします。
- 課長（田丸君） 事務局からですが、次回総会から10月までの間についてはクールビズでお願いしたいと思います。その後はまたネクタイ着用で総会に出席ということをお願いしたいと思います。また、5月15日から31日までに資産公開届出書の提出をお願いします。

議長（中山君）　ほかの委員さん、事務局ありませんか。ないようでございますので、それでは、第10回大任町農業委員会総会を閉会させていただきます。皆さん有難うございました。

（10時50分　閉会）

大任町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により議事録に署名・捺印をする。

平成27年　　月　　日
委員名（　　　　　　　）　　Ⓢ
委員名（　　　　　　　）　　Ⓢ